

介護予防・日常生活支援総合事業における現行相当サービス及び 緩和基準サービスについて

平成29年4月からの介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）の実施に向け、介護予防訪問介護及び、介護予防通所介護について、これまでの取組みをまとめるとともに今後の予定について報告する。

1. 現行相当サービスの進捗状況について

（1）区内事業所の状況について

現在、介護予防訪問介護・介護予防通所介護事業所は合わせて169事業所あり、一部の事業所を除き、総合事業開始時において特段の事務手続きを不要とする旨をすでに周知しており、これらの事業所については、基本的には運営を継続する予定である。

（2）報酬体系及び新たな加算について

現行相当サービスは、予防給付に係る報酬の95%相当額とする予定であるが、利用者の状態に維持・改善が見られた事業所に対して加算を創設することにより、事業所のインセンティブを促し、区民の介護予防をすすめる。

ただし平成29年度については、この加算は前年の実績に応じて加算するため訪問型サービス事業所に対して適用できないことから、介護予防訪問介護・介護予防通所介護の報酬を現行と同額とし、95%相当の報酬及び新たな加算の適用は平成30年度以降に実施する。

2. 緩和基準サービスの進捗状況について

（1）指定手続きについて

緩和基準サービスの事業所については、区ホームページに新規指定申請の様式を掲載するなどして、平成29年1月より指定申請を受け付けている。今後も随時、申請を受け指定を行うことにより、現行相当サービスと合わせて、要支援者に必要なサービスの受け皿を早期に整備していく。

（2）区長が指定する研修について

訪問型の緩和基準サービスについては、資格要件を緩和し、「区長が指定する研修」を受講した者が生活支援サービスに従事できることとしている。その研修のカリキュラムについては以下のとおりとする。

- ①介護保険制度の理解
- ②尊厳の保持と自立支援
- ③高齢者の特徴と対応

- ④認知症の理解
- ⑤コミュニケーション技術
- ⑥事故防止・緊急対応・個人情報保護
- ⑦介護保険制度上の訪問介護サービス
- ⑧生活支援技術

※①～⑧計13時間を目安とする。

平成29年4月の事業所開設に向け、平成28年度中にも研修を実施して緩和基準サービスの担い手を養成する必要がある。新規参入する事業所において社内研修として行う場合は、事業所指定における審査の中で、その内容を確認する。一方、区としても研修を主催し、研修修了者と事業所との雇用相談の機会を設ける予定である。

3. 区民への周知について

(1) 一般高齢者への周知

地域包括ケア推進分野との連携により、介護予防パンフレットの中で総合事業について周知するとともに、従前のパンフレット等の発行物にも総合事業の案内を加えることにより、高齢者総合窓口や地域包括支援センター窓口における相談の中で、総合事業の周知に努めることとする。

(2) 要支援認定者への周知

現在、要支援1・2の認定者は、事業所との利用契約のみを変更して現行相当サービスを引き続き利用することとなる。また、今後介護予防サービスの見直し時に利用サービスの変更ができるとともに、認定期間満了時には認定更新をするか、基本チェックリストによるサービス事業対象者となるかのいずれかを選択することになる。

そのため、これから要支援認定の更新を迎える被保険者に対しては、認定更新の勧奨通知と合わせて総合事業の案内を行うことで、総合事業の利用についての理解を深めていただくとともに、認定手続きに依らない基本チェックリストの活用について周知していく。

4. 今後の主なスケジュール

- 平成29年2月 区報記事掲載
緩和基準サービス担い手研修実施
- 3月 地域包括支援センター窓口における基本チェック
リスト開始
- 平成29年4月 総合事業開始